

【ふりかえり会議対象事業名】	男女共同参画社会促進事業	
【事業担当セクション名】	伊賀市役所人権政策部男女共同参画課	
【ふりかえり会議実施日時】	平成17年3月22日 午後1時30分	
【ふりかえり会議実施場所】	伊賀市中央公民館2階	
記入者名	中村 輝	森川孝子、竹内文子
所属	伊賀市役所人権政策部男女共同参画課	伊賀市男女共同ネットワーク会議
中間期		
I 協働の前提		
1. 地域の将来像と事業とのマッチング	はい	はい
<ビジョン>	市民（参加者）に男女共同参画に対する正しい知識を得る機会を提供するとともに、その知識を地域・職場・家庭等に普及させることにより、「自分らしく」生きられる男女共同参画社会の実現をめざし実施する。	変更無し
2. 協働の形態	はい	はい
<現在の協働の形態>	委託・共催・協力・実行委員会	実行委員会
3. 対等な関係	はい	はい
3-①役割と責任		
3-②コミュニケーションと合意形成	はい	はい
3-③意思決定と指示系統	はい	はい
I 協働の前提で「はい」と答えた数	5	5
II 事業		
1. 事業の目的	?	はい
<事業の目的>	男女が性別に関わりなく、対等な立場で認めあう男女共同参画社会の実現を目的として事業を実施する。 また、事業主体は市民（実行委員会）であり、行政と協働して事業を実施する。	会員独自の活動を尊重し、連携と情報交換を通じて、男女相互の意識変革及びネットワークを強化しながら真の男女共同参画社会をめざすことを目的とする。
2. 事業の成果	はい	はい
<事業の成果目標>	事業への参加者が学んだことを、地域・職場・家庭等に反映させ、社会変革の契機になることを期待する。	意識変革・社会変革に向けて達成が期待できる。
3. 成果の帰属	はい	はい
<具体的成果(物)>	市民（実行委員）主体となり、行政と協働で事業を実施すること。	
<帰属>	事業参加者	
4. 事業の完了時期	はい	はい
5. 事業後の展望	はい	はい
<事業後の展望・方向性>	事業実施後、反省会を開催し、次年度以降への事業に行かしていく。	男女共同参画の意識変革、社会変革をめざして、政策決定の場に助成が進出していくことが望ましい。市役所の管理職の登用・各種団体長などの体制をつくっていく。
II 事業で「はい」と答えた数	4	5
III 事業実施体制		
1. 業務分担	はい	はい
2. 費用分担	?	?
3. 情報共有	はい	はい
4. 問題発生時の体制	?	はい
5. スケジュール管理と進捗確認	はい	はい
III 事業実施体制で「はい」と答えた数	3	4
中間期で「はい」と答えた数の合計	12	14

記入者名	中村 輝	森川孝子、竹内文子
所属	伊賀市役所人権政策部男女共同参画課	伊賀市男女共同ネットワーク会議

完了期		
I 事業の結果		
1. 問題発生時の体制	?	はい
2. クレームの吸い上げとフィードバック	?	はい
3. 事業実施後の振り返り	はい	はい
<結果>	事業実施後、各実行委員が意見交換を行い、改善点等を次年度に活かすための反省会を開催した。	実行委員会を開き、あらゆる面から意見交換を行った。会員の努力により予想以上の参加者があり大成功をあげた。
4. 成果の達成	はい	はい
<成果>	実行委員、行政が協力して本事業実施の啓発を行った結果、予定以上の参加者を集めることができ、参加者の事業に対する評価も良好であった。市民（実行委員）主体の事業ができ、行政との協働事業をすることができた。	達成できた。男女共同参画社会の実現にむけて進んでいることを感じる。
5. 事業の将来展望	はい	はい
<課題解決のための改善提案>	①本事業を他事業と重ならない日程で実施すべきである。②マスコミ対策等、より事業実施の広報活動に力を入れるべきである。③アンケート回答用に筆記用具や老眼鏡の準備をすべきである。④川柳の募集期間はもっと長くすべきである。⑤配布した封筒に、問い合わせ先の住所と市外局番を入れるべきである。⑥物品販売の場所を検討すべきである。	検討した。政策提言とまではいかないが、女性も男性も対等なパートナーとして活躍していける社会をつくっていくため、政策決定の場への女性の進出の体制づくりの努力。
I 事業の結果で「はい」と答えた数	3	5
II 事業の成果		
1. 事業後の受益者とのコミュニケーションと満足度	?	はい
<受益者の満足の声>	参加者から、本事業に対するアンケート用紙を回収し、分析した。	アンケートの結果、受益者の声。十分満足したように思う。年度末総会で今後の事業につなげていく。
2. 事業後の資源提供者とのコミュニケーションと満足度	?	はい
<資源提供者の満足の声>	報告書は本年度中に作成し、次年度の男女共同参画ネットワーク会議総会において報告し、会員の意見を聴く予定である。決算書については、本事業委託料の監査委員（2名）により	事業を実施することにより、受益者が十分満足していただいた。（講演・分科会・展示）今後につなげていくことができると思う。
3. 人々の自立性の向上	?	はい
4. 新たなネットワーク	はい	はい
5. 地域や社会に与えたインパクト	?	はい
<事業が地域や社会に与えた影響>	社会変革とまでは行かないが、本事業への参加者のアンケート結果を見る限り、男女共同参画に関する意識を深める事業を実施することができたと思われる。	本年度は、男女共同参画ネットワーク会議の構成メンバーに、自治会（男子ばかり）会長、商工会議所青年部（男子のみ）が加入した。そのことにより、事業の参加者に男性が多かった。意識変革、社会変革の第1歩は、参加し、話し合うことから始まる。参加者も多く、男性も女性も「自分らしく」生きていくことが大切であることを学んでくれた。生き生きと安心して暮らすことができる社会の第一歩を踏み出すことができたのではないかな。
II 事業の成果で「はい」と答えた数	1	5
III 実施の結果		
1. 協働意識の醸成	はい	未記入
2. 協働の満足度	はい	未記入
3. 協働のコストの分担	?	未記入
<生じた負担感>	全実行委員が事業に対して熱意があり、協力的であったが、行政側からの依頼中に負担感を生じさせるものがあった。	未記入
4. 今後の協働の改善	はい	未記入
<改善ポイント>	次年度も実行委員会を重ね、実行委員のアイデア等を積極的に取り入れた事業を実施したい。	未記入
5. 結果の公開と説明責任	?	未記入
III 実施の結果で「はい」と答えた数	3	0
完了期で「はい」と答えた数の合計	7	10

事業概要

平成17年2月4日記入

基本事業名

男女共同参画社会促進事業

ふりかえり会議対象事業名

「いきいき未来いか」2005」

担当部署名

伊賀市男女共同参画課

担当者名及び連絡先：電話番号（市外局番からお願いします）

中村 輝 (0595)22-9632

予算額

800,000円

事業概要

別添、チラシあり。
 協働相手
 男女共同参画ネットワーク会議
 内容
 伊賀市男女共同参画フォーラム
 “いきいき未来いか”2005”の開催事業
 平成17年2月6日(日) 上野フレックスホテルにて開催

この事業概要は、毎年提出された協働事業リストと同一の内容を記載しています。もし変更点等があれば記入してください。

いきいき未来いが2005

ひとひとととも
～女と男協働に創るう伊賀のまち～

伊賀市男女共同参画ネットワーク会議と伊賀市が、女性も男性も共に参画し、いきいきと生きられる社会の実現を目指して開催します。

とき

平成17年 **2月6日(日)**

ところ

上野フレックスホテル2階

日程

入場無料

12:30

開場

13:15

オープニング(寸劇) 実行委員

13:30

講演

せちやま かく
瀬地山 角さん

演題

「お笑いジェンダー論」

男女共同参画について楽しくわかりやすく語っていただきます。

15:15

分科会

- ・『健康が一番!“みんなで楽しくやろう忍にん体操”』
/上野家庭婦人バレーボール連絡協議会
- ・『子どもは地域の宝物』/上野子育てインストラクター スマイルママ
- ・『建具の技術を活かした木製コースターづくり』/上野商工会議所 女性会

16:15

閉会

展示

(12:30~16:15)

- ★男女共同参画川柳優秀作品展
- ★保育所(園)児による絵画展

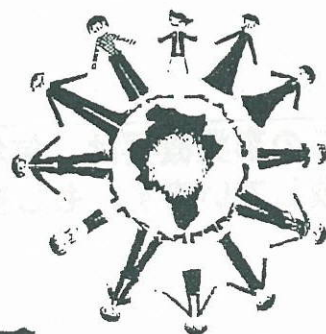
物品販売

(12:30~16:15)

- ★上野地区交通安全協会 上野女性部
- ★上野商工会議所 女性会



瀬地山 角 プロコメディアン
・東京大学助教授
・奈良剛出身



手話・託児(要予約)あります。



男女共同参画社会形成促進事業実行委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 男女が性別に関わりなく、対等な立場で認め合う男女共同参画社会の実現を目的として、男女共同参画社会形成促進事業を実施する。

本事業の実施に当たっては、男女共同参画社会形成促進事業実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本事業の企画・運営等に関する事項を処理する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱（任命）する。

- (1) 上野市男女共同参画ネットワーク会議に登録している者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会設置日から、翌年3月31日までとする。

(役員)

第5条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計監査 2名

2 役員は委員の互選により決める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、上野市人権政策部男女共同参画課に事務局を置く。

(会計)

第8条 本会の会計は、男女共同参画社会形成促進事業委託料をもって運営する。

2 本会の会計年度は、委員会設置日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に決める。

附則

この要項は、平成10年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成11年5月27日から施行する。

附則

この要項は、平成14年6月19日から施行する。

附則

この要項は、平成16年6月18日から施行する。